

集団的自衛権を容認する安保法制懇 平和憲法の危機が急加速

安倍晋三首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）は8月5日、集団的自衛権の行使を包括的に容認する報告書をまとめる方針を明らかにしました。この安保法制懇の構成員の中に、JR東海葛西会長が名を連ねています。

そして、安保法制懇の座長代理を務める北岡伸一国際大学長は、9日の朝日新聞のインタビューで、集団的自衛権行使をめぐる憲法解釈で、全面解禁を提言する意向を明らかにしました。解禁した場合の自衛隊の活動は自衛隊法を改正して定めるべきだとの考えも示し、「自衛隊法を改正し、予算をつけ、装備を増やして訓練をし、ようやくできる」と表明しました。

この動きは、集団的自衛権の行使を可能にするために、安保法制懇の答申を得て、「集団的自衛権は認められない」とするこれまでの政府解釈を改め、その上で「国家安全保障基本法

案」を成立させ、自衛隊を「自衛」の名において敵基地を攻撃する「打撃力」をも備えた一流の軍隊として集団的自衛権の行使を飛躍的に強化することを意味します。

私たちは、何としても、戦争が出来る国づくりを許してはなりません。

参院選での圧勝を契機に、
軍事大国化を進める安倍政権

集団的自衛権の行使

有識者懇 包括容認へ

安保法制が設置した「国家安全保障基本法」の法的基盤の再構築に関する一環として、安保法制懇は8月5日、集団的自衛権の行使を包括的に容認する報告書をまとめる方針を明らかにしました。この報告書は、自衛隊法を改正して定めるべきだとの考えも示し、「自衛隊法を改正し、予算をつけ、装備を増やして訓練をし、ようやくできる」と表明しました。

8月6日
『静岡新聞』